

# 〔 調 査 結 果 の 概 要 〕

## 1 年間所定労働時間(表1、表2)【集計第1-1～1-4表】

年間所定労働時間(原則として、平成20年1月1日から同12月31日までの1年間)を1社当たり平均でみると、「本社事務」で1,870時間15分(平成18年1,881時間54分)、「主たる事業所の交替なき勤務(以下「交替なき勤務」という。)」で1,885時間15分(同1,895時間19分)、「主たる事業所の2交替勤務(以下「2交替勤務」という。)」で1,888時間10分(同1,895時間22分)、「主たる事業所の3交替勤務(以下「3交替勤務」という。)」で1,861時間43分(同1,862時間26分)となっている。前回(平成18年調査。以下同じ。)に比べ、「本社事務」で11時間39分、「交替なき勤務」で10時間4分、「2交替勤務」で7時間12分、3交替勤務で43分減少している。

表1 年間所定労働時間の推移

年	本 社 事 務		主 たる 事 業 所					
			交 替 な き 勤 務		2 交 替 勤 務		3 交 替 勤 務	
	集 計 社 数	年 間 所 定 労 働 時 間	集 計 社 数	年 間 所 定 労 働 時 間	集 計 社 数	年 間 所 定 労 働 時 間	集 計 社 数	年 間 所 定 労 働 時 間
平 成	社	時 間 : 分	社	時 間 : 分	社	時 間 : 分	社	時 間 : 分
12年	343	1,872:32	332	1,881:45	118	1,889:54	151	1,864:52
14年	305	1,878:19	290	1,885:22	108	1,887:57	130	1,864:08
16年	286	1,881:41	254	1,890:55	108	1,890:06	117	1,865:58
18年	223	1,881:54	169	1,895:19	81	1,895:22	78	1,862:26
20年	214	1,870:15	177	1,885:15	85	1,888:10	71	1,861:43

年間所定労働時間の分布を「本社事務」についてみると、「1,850時間以上1,900時間未満」の87社(集計企業214社の40.7%)が最も多く、次いで「1,800時間以上1,850時間未満」の48社(同22.4%)、「1,900時間以上1,950時間未満」の41社(同19.2%)などとなっている。

「交替なき勤務」では、「1,850時間以上1,900時間未満」の71社(集計企業177社の40.1%)が最も多く、次いで「1,900時間以上1,950時間未満」の40社(同22.6%)、「1,800時間以上1,850時間未満」の32社(同18.1%)などとなっている。

「2交替勤務」では、「1,850時間以上1,900時間未満」の30社(集計企業85社の35.3%)が最も多く、次いで「1,800時間以上1,850時間未満」と「1,900時間以上1,950時間未満」の18社(同21.2%)などとなっている。

「3交替勤務」では、「1,850時間以上1,900時間未満」の31社(集計企業71社の43.7%)が最も多く、次いで「1,800時間以上1,850時間未満」の25社(同35.2%)などとなっている。

表2 年間所定労働時間分布

(社)

年	集計 社数	1,650 時間 未満	1,650 以上 1,700 未満	1,700 以上 1,750 未満	1,750 以上 1,800 未満	1,800 以上 1,850 未満	1,850 以上 1,900 未満	1,900 以上 1,950 未満	1,950 以上 2,000 未満	2,000 時間 以上
本社事務										
平成12年	343	5	4	13	16	55	135	64	48	3
14年	305	1	1	6	15	63	115	60	38	6
16年	286	-	1	7	12	47	126	49	39	5
18年	223	-	1	8	8	25	103	43	31	4
20年	214	1	3	5	7	48	87	41	20	2
交替なき勤務										
平成12年	332	5	3	8	16	55	135	64	48	3
14年	290	1	1	3	15	52	104	65	42	7
16年	254	-	1	4	7	38	103	53	42	6
18年	169	-	-	2	4	18	73	36	32	4
20年	177	1	-	2	4	32	71	40	23	4
2 交替勤務										
平成12年	118	-	1	1	6	15	49	24	21	1
14年	108	-	1	2	6	11	46	25	15	2
16年	108	1	-	2	5	13	46	23	13	5
18年	81	1	-	-	3	15	30	18	6	8
20年	85	-	1	-	3	18	30	18	9	6
3 交替勤務										
平成12年	151	1	1	4	9	35	69	22	10	-
14年	130	1	1	1	6	37	63	13	8	-
16年	117	-	2	2	6	32	54	11	9	1
18年	78	-	1	1	3	24	37	9	3	-
20年	71	1	-	-	2	25	31	9	3	-

## 2 1日(通常日)の所定労働時間(表3、表4)【集計第2-1～2-4表】

1日の所定労働時間を平均で見ると、「本社事務」で7時間42分(前回7時間42分)、「交替なき勤務」で7時間42分(同7時間42分)、「2交替勤務」で8時間01分(同7時間56分)、「3交替勤務」で7時間22分(同7時間20分)となっており、前回に比べ「本社事務」と「交替なき勤務」では増減なく、「2交替勤務」では5分、「3交替勤務」で2分増加している。

1日の所定労働時間の分布についてみると、「本社事務」では、「7時間30分超～8時間未満」が107社(集計企業220社の48.6%)で最も多く、次いで「8時間」の54社(同24.5%)、「7時間30分」の35社(同15.9%)などとなっている。

「交替なき勤務」では、「7時間30分超～8時間未満」が89社(集計企業182社の48.9%)で最も多く、次いで「8時間」の45社(同24.7%)、「7時間30分」が32社(同17.6%)などとなっている。

「2交替勤務」では、「7時間30分超～8時間未満」が24社(集計企業86社の27.9%)で最も多く、次いで「8時間」の16社(同18.6%)、「7時間超～7時間30分未満」と「8時間超」の14社(同16.3%)、などとなっている。

3交替勤務では、「7時間超～7時間30分未満」が29社(集計企業76社の38.2%)で最も多く、次いで「7時間」の15社(同19.7%)、「7時間30分超～8時間未満」の13社(同17.1%)などとなっている。

表3 1日（通常日）の所定労働時間の推移

年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2交替勤務		3交替勤務	
	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間
平成	社	時間:分	社	時間:分	社	時間:分	社	時間:分
12年	343	7:39	332	7:39	118	7:41	151	7:19
14年	305	7:42	290	7:42	108	7:43	130	7:21
16年	286	7:42	254	7:42	108	7:50	117	7:23
18年	223	7:42	169	7:42	81	7:56	78	7:20
20年	220	7:42	182	7:42	86	8:01	76	7:22

表4 1日（通常日）の所定労働時間分布

(社)

年	集計社数	6:30未満	6:30	6:30超 7:00未満	7:00	7:00超 7:30未満	7:30	7:30超 8:00未満	8:00	8:00超
		7:00未満				7:30超				
本社事務										
平成12年	343	-	-	7	21	31	48	159	77	-
14年	305	-	-	1	10	26	43	142	83	-
16年	286	-	-	-	11	26	39	138	72	-
18年	223	1			10	17	28	109	58	-
20年	220	1			12	11	35	107	54	-
交替なき勤務										
平成12年	332	-	-	7	22	33	45	153	71	1
14年	290	-	-	1	11	27	40	134	76	1
16年	254	-	-	-	12	19	39	120	64	-
18年	169	-			8	9	26	81	45	-
20年	182	1			8	7	32	89	45	-
2交替勤務										
平成12年	118	-	-	-	5	35	10	37	25	6
14年	108	-	-	-	6	27	5	38	26	6
16年	108	-	-	-	5	23	10	36	25	9
18年	81	-			7	13	7	23	20	11
20年	86	-			9	14	9	24	16	14
3交替勤務										
平成12年	151	1	-	1	42	62	10	24	11	-
14年	130	1	-	1	35	52	5	25	9	2
16年	117	-	-	1	27	50	5	22	9	3
18年	78	2			22	30	5	13	5	1
20年	76	2			15	29	11	13	5	1

(注) 平成18年調査以降、「7時間未満」の社については一括して集計している。

### 3 年間休日日数(表5、表6)【集計第3-1~3-4表】

年間休日日数を平均で見ると、「本社事務」で122.8日(前回121.0日)、「交替なき勤務」で121.2日(同119.7日)、「2交替勤務」で122.9日(同117.8日)、「3交替勤務」で112.1日(同112.6日)となっており、前回に比べ「本社事務」で1.8日、「交替なき勤務」で1.5日、「2交替勤務」で5.1日増加しており、「3交替勤務」では0.5日減少している。

表5 年間休日日数の推移

年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2交替勤務		3交替勤務	
	集計社数	年間休日日数	集計社数	年間休日日数	集計社数	年間休日日数	集計社数	年間休日日数
平成	(社)	(日)	(社)	(日)	(社)	(日)	(社)	(日)
12年	343	120.8	332	119.5	118	118.9	150	111.8
14年	305	121.1	290	119.9	107	120.3	130	112.6
16年	286	121.1	250	119.6	108	121.3	115	112.5
18年	218	121.0	156	119.7	73	117.8	71	112.6
20年	216	122.8	166	121.2	79	122.9	70	112.1

年間休日日数の分布についてみると、「本社事務」では、「120～124日(125日未満)」の130社(集計企業16社の60.2%)が最も多く、次いで「125～129日(130日未満)」の64社(同29.6%)、「115～119日(120日未満)」の10社(同4.6%)などとなっている。「交替なき勤務」では、「120～124日(125日未満)」の94社(集計企業166社の56.6%)が最も多く、次いで「125～129日(130日未満)」の36社(同21.7%)、「115～119日(120日未満)」の14社(同8.4%)などとなっている。「2交替勤務」では、「120～124日(125日未満)」の28社(集計企業79社の35.4%)が最も多く、次いで「130日以上」の11社(同13.9%)などとなっている。「3交替勤務」では、「110～114日(115日未満)」の16社(集計企業70社の22.9%)が最も多く、次いで「100～104日(105日未満)」と「120～124日(125日未満)」がともに14社(同20.0%)などとなっている。

表6 年間休日日数分布

(社)

年	集計社数	80日未満	80日以上 90日未満	90日以上 100日未満	100日以上 110日未満		110日以上 120日未満		120日以上 130日未満		130日以上
		100日未満			100～104日	105～109日	110～114日	115～119日	120～124日	125～129日	
本社事務											
平成12年	343	-	-	-	12		62		259		1
14年	305	-	-	-	14		43		247		1
16年	286	1			2	12	13	23	188	45	2
18年	218	1			1	3	6	43	127	36	1
20年	216	-			1	4	5	10	130	64	2
交替なき勤務											
平成12年	332	-	-	2	32		74		224		-
14年	290	-	-	1	27		50		210		2
16年	250	2			6	20	16	24	147	34	1
18年	156	-			3	9	8	29	89	18	-
20年	166	1			3	7	8	14	94	36	3
2交替勤務											
平成12年	118	-	-	3	21		21		68		5
14年	107	-	-	3	18		19		60		7
16年	108	3			6	14	6	8	49	12	10
18年	73	1			6	12	5	6	34	6	3
20年	79	5			7	8	6	6	28	8	11
3交替勤務											
平成12年	150	-	-	13	63		25		45		4
14年	130	-	-	9	57		19		39		6
16年	115	6			21	30	14	4	29	9	2
18年	71	5			9	18	12	4	20	1	2
20年	70	4			14	10	16	5	14	5	2

(注) 平成16年調査以降、100日未満については一括して、100日以上～130日未満については、5日毎に別けて集計している。

#### 4 所定外労働時間・休日労働に関する協定内容(主たる事業所)

##### (1) 所定外労働時間

主たる事業所(有害業務従事者除外)における所定外労働時間の限度をみると次のとおりである。

##### ①所定外労働時間の1日の限度(表7①)【集計第6-1表】

「7時間超」とする企業が86社(集計企業187社の46.0%)で最も多く、次いで「4時間」とする企業が29社(同15.5%)、「5時間」が20社(同10.7%)などとなっている。なお、平均では7時間39分である。

##### ②所定外労働時間の1か月の限度(表7②)【集計第6-2表】

「45時間」とする企業の97社(集計企業188社の51.6%)が最も多く、次いで「40時間以上45時間未満」の29社(同15.4%)、「30時間以上40時間未満」の24社(同12.8%)などとなっている。なお、平均では47時間46分である。

##### ③所定外労働時間の3か月の限度(表7③)【集計第6-3表】

「120時間」とする企業が20社(集計企業31社の64.5%)で最も多くなっている。なお、平均では144時間10分である。

##### ④所定外労働時間の1年の限度(表7④)【集計第6-4表】

「360時間」とする企業が158社(集計企業216社の73.1%)で最も多く、次いで「500時間以上」の30社(同13.9%)などとなっている。なお、平均では411時間34分である。

表7 所定外労働時間に関する協定内容(主たる事業所)

##### ① 所定外労働時間の1日の限度

(社)

集計社数	2時間以上 3時間未満	3時間	3時間超 4時間未満	4時間	4時間超 5時間未満	5時間	5時間超 6時間未満	6時間	6時間超 7時間未満	7時間	7時間超	平均 (時間)
調査産業計187社	2	9	3	29	6	20	3	16	3	10	86	7:39
製造業 114社	1	9	2	20	2	9	-	10	2	6	53	7:26

##### ② 所定外労働時間の1か月の限度

(社)

集計社数	20時間以上 30時間未満	30時間以上 40時間未満	40時間以上 45時間未満	45時間	45時間超 50時間未満	50時間	50時間超 60時間未満	60時間以上 70時間未満	70時間以上	平均 (時間)
調査産業計188社	4	24	29	97	-	4	5	7	18	47:46
製造業 125社	4	22	25	59	-	1	1	3	10	44:59

##### ③ 所定外労働時間の3か月の限度

(社)

集計社数	50時間以上 100時間未満	100時間以上 120時間未満	120時間	120時間超 140時間未満	140時間	140時間超 150時間未満	150時間以上 200時間未満	200時間以上 250時間未満	250時間以上	平均 (時間)
調査産業計 31社	-	2	20	2	1	-	2	3	1	144:10
製造業 21社	-	2	14	2	-	-	2	1	-	129:43

##### ④ 所定外労働時間の1年の限度

(社)

集計社数	200時間以上 300時間未満	300時間以上 360時間未満	360時間	360時間超 400時間未満	400時間以上 450時間未満	450時間	450時間超 500時間未満	500時間以上	平均 (時間)
調査産業計216社	3	14	158	1	4	-	6	30	411:34
製造業 138社	3	11	104	1	2	-	4	13	389:58

(2) 休日労働(表8)【集計第7表】

主たる事業所(有害業務従事者除外)における「1か月当たり」の休日労働の限度をみると、日数に定めのある企業では「2日」とする企業が61社(集計企業137社の44.5%)と最も多く、次いで「4日」が31社(同22.6%)、「3日」が26社(同19.0%)などとなっており、平均で2.7日となっている。また、具体的な日数では定めのない「その他」の企業が13社(同9.5%)となっている。

表8 休日労働に関する協定内容(18歳以上)

集計 社数	休日労働の1か月当たり限度日数(社)							平均(日)	その他
	1日	2日	3日	4日	5日	6日以上			
調査産業計137社	14	61	26	31	2	3	2.7	13	
製造業81社	9	32	16	20	2	2	2.8	10	

(注) 「その他」は、具体的な日数では定めない場合等をいう。

5 変形労働時間制・みなし労働時間制の適用(実施)状況

(1) 変形労働時間制(表9)

① 1か月単位(1か月以内の一定期間)の変形労働時間制【集計第8-1表】

1か月単位の変形労働時間制を実施している企業は111社で、集計企業222社の50.0%(前回46.8%)となっている。

適用部門をみると、「全部門」で実施する企業は44社(1か月単位の変形労働時間制を実施している111社の39.6%)となっており、部門別(複数回答)では、「生産部門」が45社(同40.5%)と最も多くなっている。

② 1年単位(1か月を超え1年以内の一定期間)の変形労働時間制【集計第8-2表】

1年単位の変形労働時間制を実施している企業は59社で、集計企業215社の27.4%(前回31.3%)となっている。

適用部門をみると、「全部門」で実施する企業が14社(1か月を超え1年以内を単位とする変形労働時間制を実施している59社の23.7%)となっており、部門別(複数回答)では、「生産部門」が26社(同44.1%)と最も多くなっている。

表9 変形労働時間制の適用(実施)状況

(社)

年	集計社数	適用(実施)社数	全部門	適用部門(複数回答)									その他
				本社	管理・事務部門	販売・営業部門	情報処理部門	研究・技術開発部門	運輸通信部門	生産部門	対人サービス部門		
1か月単位(1か月以内の一定期間)の変形労働時間制													
平成12年	343	141	61	11	14	14	10	9	13	53	8	18	
14年	306	141	57	8	17	17	10	9	12	50	12	17	
16年	288	137	51	53	57	60	47	40	38	82	43	31	
18年	220	103	41	10	9	12	5	3	11	39	8	10	
20年	222	111	44	6	8	7	3	2	7	45	9	10	
1年単位(1か月を超え1年以内の一定期間)の変形労働時間制													
平成12年	343	52	10	4	7	8	3	7	3	30	2	3	
14年	306	43	9	3	6	2	-	4	2	26	4	1	
16年	288	87	19	19	21	20	15	17	8	59	7	9	
18年	217	68	15	6	9	9	3	6	4	28	5	2	
20年	215	59	14	6	8	6	2	5	2	26	4	1	

(注) 平成16年は、「全部門」と回答を得た企業にある各部門につき、「本社」～「その他」による回答も得て、「全部門」との重複した集計を行っている。

(2) フレックスタイム制(表10)【集計第8-3表】

フレックスタイム制を実施している企業は164社で、集計企業222社の73.9%(前回68.4%)となっている。  
 適用部門をみると、「全部門」で実施する企業が38社(フレックス制を実施している164社の23.2%)となっており、部門別(複数回答)では、「研究・技術開発部門」とする企業が102社(同62.2%)と最も多く、次いで「本社」の82社(同50.0%)、「管理・事務部門」の78社(同47.6%)、「情報処理部門」の72社(同43.9%)などとなっている。

表10 フレックスタイム制の適用(実施)状況

(社)

年	集計社数	適用(実施)社数	全部門	適用部門(複数回答)								
				本社	管理・事務部門	販売・営業部門	情報処理部門	研究・技術開発部門	運輸通信部門	生産部門	対人サービス部門	その他
平成12年	343	234	35	123	120	96	125	167	35	14	32	22
14年	306	206	31	117	111	92	114	148	29	9	33	23
16年	288	191	33	139	132	116	131	163	50	34	53	29
18年	231	158	34	77	72	62	73	95	21	4	17	16
20年	222	164	38	82	78	68	72	102	24	7	20	19

(注) 表9に同じ。

(3) 事業場外労働のみなし労働時間制(表11)【集計第8-4表】

事業場外労働のみなし労働時間制を実施している企業は66社で、集計企業211社の31.3%(前回32.7%)となっている。

適用部門をみると、「全部門」で実施している企業が14社(事業場外労働のみなし労働時間制を実施している66社の21.2%)となっており、部門別(複数回答)では、「販売・営業部門」とする企業が44社(同66.7%)と最も多くなっている。

表11 事業場外労働のみなし労働時間制の適用(実施)状況

(社)

年	集計社数	適用(実施)社数	全部門	適用部門(複数回答)								
				本社	管理・事務部門	販売・営業部門	情報処理部門	研究・技術開発部門	運輸通信部門	生産部門	対人サービス部門	その他
平成12年	343	70	17	-	-	47	1	2	-	1	2	3
14年	306	77	15	2	-	60	-	1	-	1	1	2
16年	288	86	19	25	23	82	23	20	14	12	17	14
18年	217	71	21	3	2	45	3	3	-	1	-	2
20年	211	66	14	3	5	44	3	3	-	1	1	4

(注) 表9に同じ。

(4) 裁量労働のみなし労働時間制

① 専門業務型(表12)【集計第8-5表】

裁量労働のみなし労働時間制(専門業務型)を実施している企業は54社で、集計企業213社の25.4%(前回25.1%)となっている。

適用部門をみると、「全部門」で実施している企業が3社(裁量労働のみなし労働時間制(専門業務型)を実施している54社の5.6%)となっており、部門別(複数回答)では、「研究・技術開発部門」とする企業が44社(同81.5%)と最も多くなっている。

② 企画業務型(表12、表13)【集計第8-6表、第9表】

裁量労働のみなし労働時間制(企画業務型)を実施している企業は35社で、集計企業211社の16.6%(前回12.2%)となっている。

適用部門をみると、「全部門」で実施している企業が4社(裁量労働のみなし労働時間制(企画業務型)を実施している35社の11.4%)となっており、部門別(複数回答)では、「本社」が19社(同54.3%)で最も多く、次いで「管理・事務部門」の18社(同51.4%)などとなっている。

表12 裁量労働のみなし労働時間制の適用(実施)状況

(社)

年	集計社数	適用(実施)社数	全部門	適用部門(複数回答)									
				本社	管理・事務部門	販売・営業部門	情報処理部門	研究・技術開発部門	運輸通信部門	生産部門	対人サービス部門	その他	
専門業務型													
平成12年	343	52	-	1	-	2	12	47	-	-	-	-	1
14年	306	54	1	1	2	1	16	50	-	-	-	-	1
16年	288	54	1	2	2	-	18	50	-	-	-	-	2
18年	223	56	4	2	-	-	16	41	-	1	-	-	6
20年	213	54	3	2	1	-	14	44	-	1	-	-	4
企画業務型													
平成12年	343	7	-	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-
14年	306	12	1	9	9	-	1	2	1	-	-	1	-
16年	288	18	1	13	13	3	1	2	-	-	-	1	2
18年	222	27	6	12	7	3	1	1	-	-	-	-	1
20年	211	35	4	19	18	9	5	5	-	-	-	1	2

(注) 表9に同じ。

また、裁量労働のみなし労働時間制(企画業務型)の労使委員会の内容についてみると、「労働者を代表する委員」について、その数では、「5人以上10人未満」とする企業が12社(裁量労働のみなし労働時間制(企画業務型)を実施している35社の34.3%)と最も多く、任期では、「1年以上2年未満」とする企業が16社(同45.7%)と最も多くなっている。なお、「労働者を代表する委員の選出方法」(複数回答)では、「労働組合の主要な役職者」とする企業が25社(同71.4%)で最も多くなっている。

表13 裁量労働のみなし労働時間制(企画業務型)に係る労使委員会の状況等

(社)

年	集計社数	労使委員会における労働者を代表する委員の状況		
		委員の数(最多企業数)	委員の任期(最多企業数)	委員の選出方法(最多企業数)
平成20年	35 (100.0%)	5人以上10人未満	1年以上2年未満	労働組合の主要な役職者
		12 (34.3%)	16 (45.7%)	25 (71.4%)

## 6 所定外労働の賃金割増率(表14)

通常の労働者(夜間勤務者等を除いた、いわゆる日勤者。)の所定外労働について、賃金割増率をみると次のとおりである。

### (1) 1日の労働時間が8時間に至るまでの所定外労働に係る取扱い【集計第10-1表】

1日の所定労働時間が8時間未満の企業は176社で、集計企業226社の77.9%(前回76.0%)となっている。これらの企業のうち、1日の労働時間が8時間に至るまでの所定外労働について、「割増賃金を支給する」企業は147社(1日の所定労働時間が8時間未満である企業176社の83.5%)、「割増賃金を支給しない」企業は24社(同13.6%)となっている(その他、無回答企業あり)。この場合の「割増賃金を支給する」企業における割増率は、1日の労働時間が「8時間を超え深夜に及ばない(5時～22時の時間帯)」場合の所定外労働の割増率と同率とする企業が143社(割増賃金を支給する企業147社の97.3%)となっている。

また、「割増賃金を支給しない」場合のその時間の賃金は、各人の所定労働時間1時間当たりの「時間単価」で計算して支給するものが13社(割増賃金を支給しない企業24社の54.2%)、「定額」で支給するものが10社(同41.7%)などとなっている。

### (2) 1日の労働時間が8時間を超える場合の所定外労働時間に係る取扱い

所定外労働を行った時間帯やその累計時間等に関わらず賃金割増率を一定率とする企業における、所定外労働時間の賃金割増率は次のとおりとなっている。

#### ①8時間を超え深夜に及ばない場合(表14①)【集計第10-2表】

「30%」とする企業が108社(集計企業199社の54.3%)と最も多く、次いで「25%」が57社(同28.6%)となっている。また、平均割増率は28.5%となっている。

#### ②8時間を超え深夜に及ぶ場合(表14②)【集計第10-3表】

「60%」とする企業が49社(集計企業193社の25.4%)と最も多く、次いで「50%」の45社(同23.3%)となっている。また、平均割増率は60.6%となっている。

表14 所定外労働の賃金割増率(一定率とする企業)

①8時間を超え深夜に及ばない場合										(社)					
年	計	25%	25.1 ～ 29.9%	30%	30.1 ～ 34.9%	35%	35.1 ～ 39.9%	40%	平均 割増率 (%)						
平成18年	208	70	27	104	4	2	—	1	28.0						
(%)	(100.0)	(33.7)	(13.0)	(50.0)	(1.9)	(1.0)	(-)	(0.5)							
20年	199	57	23	108	4	5	1	1	28.5						
(%)	(100.0)	(28.6)	(11.6)	(54.3)	(2.0)	(2.5)	(0.5)	(0.5)							
②8時間を超え深夜に及ぶ場合										(社)					
年	計	50%	50.1 ～ 54.9%	55%	55.1 ～ 59.9%	60%	60.1 ～ 64.9%	65%	65.1 ～ 69.9%	70%	70.1 ～ 79.9%	80%	80.1 ～ 89.9%	90%	90.1 ～ 99.9%
平成18年	215	54	13	15	7	60	9	22	6	13	7	5	—	1	3
(%)	(100.0)	(25.1)	(6.0)	(7.0)	(3.3)	(27.9)	(4.2)	(10.0)	(2.8)	(6.0)	(3.3)	(2.3)	(-)	(0.5)	(1.4)
平成20年	193	45	13	17	3	49	11	16	6	11	7	9	—	1	5
(%)	(100.0)	(23.3)	(6.7)	(8.8)	(1.6)	(25.4)	(5.7)	(8.3)	(3.1)	(5.7)	(3.6)	(4.7)	(-)	(0.5)	(2.6)
年	平均割増率 (%)	(注) 1 ( )内は計を100.0としたときの割合。													
平成18年	59.6	2 ①の「8時間を超え、深夜に及ばない場合」とは、所定外労働が5時～22時の時間帯に行われる場合をいう。													
平成20年	60.6	3 ②の「8時間を超え、深夜に及ぶ場合」とは、所定外労働が22時～5時の時間帯に行われる場合をいう。													

## 7 年次有給休暇制度

年次有給休暇年度の基準日における勤続経過期間（勤続年数）別に、回答を得た220社から集計した。

### (1) 勤続1年未満の者に対する勤続月数別付与日数（勤続3か月、6か月、9か月）【集計第11-1～11-3表】

勤続1年未満の者に対する年次有給休暇の付与日数を勤続月数別にみると、勤続3か月では、「10日」とする企業が44社（勤続3か月の者に対して年次有給休暇を付与する企業200社の22.0%）で最も多く、次いで「15日」が30社（同15.0%）などとなっており、平均は11.8日となっている。

勤続6か月では、「10日」とする企業が95社（集計企業220社の43.2%）で最も多く、次いで「15日」が32社（同14.5%）、「12日」が20社（同9.1%）などとなっており、平均は13.0日となっている。

勤続9か月では、「10日」とする企業が72社（集計企業220社の32.7%）で最も多く、次いで「15日」が37社（同16.8%）、「12日」が28社（同12.7%）などとなっており、平均で13.4日となっている。

### (2) 勤続年数別付与日数（勤続1年、5年、6年6か月、10年、20年）

#### 【集計第11-4、11-9、11-11、11-12、11-13表】

年次有給休暇の付与日数を勤続年数別にみると、勤続1年では、「20日」とする企業が42社（集計企業220社の19.1%）で最も多く、次いで「15日」が40社（同18.2%）、「12日」が28社（同12.7%）、「16日」が25社（同11.4%）などとなっており、平均で15.8日となっている。

勤続5年では、「20日」とする企業が107社（集計企業220社の48.6%）で最も多く、次いで「18日」が51社（同23.2%）、「19日」が27社（同12.3%）などとなっており、平均で19.5日となっている。

勤続6年6か月では、「20日」とする企業が189社（集計企業220社の85.9%）で最も多く、次いで「21日」が15社（同6.8%）などとなっており、平均で20.3日となっている。

勤続10年では、「20日」とする企業が180社（集計企業220社の81.8%）と最も多くなっている。21日以上を付与する企業は40社（同18.2%）となっており、平均は20.4日となっている。

勤続20年では、「20日」とする企業が175社（集計企業220社の79.5%）と最も多くなっている。「21日以上」を付与する企業は45社（同20.5%）となっており、平均は20.5日となっている。

### (3) 最高付与日数（表15）【集計第12～13表】

年次有給休暇の最高付与日数をみると、「20日」とする企業が174社（集計企業220社の79.1%）となり、次いで「21日」が19社（同8.6%）、「22日」が10社（同4.5%）などとなっており、平均は20.5日となっている。

また、最高付与日数にかかる所要勤続年数をみると、「6年」とする企業が67社（集計企業220社の30.5%）と最も多く、次いで「5年」が44社（20.0%）、「1年」が29社（同13.2%）などとなっており、平均は4年11か月となっている。

表15 年次有給休暇の最高付与日数（主たる事業所）

(社)

年	集計社数	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日以上			平均日数 (日)
									27日	28日	29日以上	
平成12年	343	277	21	15	6	9	13	1	1			20.5
14年	305	255	16	11	5	5	11	-	2			20.5
16年	287	239	16	10	4	7	10	-	1			20.5
18年	222	182	13	12	2	5	6	-	-	1	1	20.5
20年	220	174	19	10	3	6	7	-	-	-	1	20.5

(注) 平成18年以降、27日以上の付与日数について、「27日」、「28日」、「29日以上」に分けて集計している。

(4) 取得状況(表16)【集計第15-1～15-3表】

本社と主たる事業所につき、最近1年間の年次有給休暇の取得状況(平成18年6月以前の年次有給休暇年度の実績)をみると、男女計で1人当たりの新規付与日数は19.7日、取得日数は11.4日で、1人当たり年次有給休暇取得率(新規付与日数に対する取得日数の割合)は58.1%となり、前回に比べ7.1ポイント減少している。

1人当たりの取得率の分布をみると、男女計で「50%以上60%未満」とする企業が36社(1人当たりの取得日数について回答のあった集計企業169社の21.3%)で最も多く、次いで「60%以上70%未満」が27社(同16.0%)、「70%以上80%未満」が26社(同15.4%)、「40%以上50%未満」が24社(同14.2%)などとなっている。

「1人当たりの取得率が70%以上」とする企業を男女別でみると、「男」で29社(1人当たりの取得日数について回答に合った集計企業129社の22.5%)、「女」で61社(同128社の47.7%)となっている。

表16 年次有給休暇の取得状況(本社・主たる事業所)

年	集計社数(社) (各項目の集計社数の最大値)			1人当たりの年次有給休暇の取得状況								
	男女計	男	女	新規付与日数(日)			取得日数(日)			平均取得率(%)		
				男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女
平成12年	232	174	162	20.5	20.4	20.0	14.4	14.0	15.3	70.4	68.6	76.4
14年	223	166	159	21.2	21.5	21.4	14.2	13.5	15.7	67.1	62.8	73.4
16年	200	142	139	20.2	19.9	19.5	13.8	13.4	14.3	68.2	67.4	73.4
18年	139	109	105	20.2	19.4	18.9	12.7	12.3	13.0	62.8	57.5	65.2
20年	174	134	132	19.7	19.9	19.1	11.4	10.2	12.6	58.1	51.7	66.0

- (注) 1 平成14年以前は「主たる事業所」のみの調査である。  
 2 「1人当たりの年次有給休暇の取得状況」の「男女計」、「男」、「女」の数値については、それぞれの項目ごとに回答を得た社について集計したものであり、集計社数は必ずしも一致していない。  
 3 集計社数欄の数値は各集計項目の集計社数(各集計項目に回答のあった社数)のうち最大数となるものを表記している(例えば平成20年については、「新規付与日数」における回答社数を集計社数に表記している【集計第15-1～15-3表を参照】)。

(5) 失効年休の取扱い(表17)【集計第16表】

失効した年次有給休暇を積立・保存し、特別休暇として利用できる休暇制度のある企業は193社(集計企業224社の86.2%)となっている。その利用に当たり、その利用目的に制限のある企業は179社(積立・保存休暇制度のある企業193社の92.7%)となっている。

表17 失効した年次有給休暇の積立・保存による休暇制度

年	集計社数	制度あり	利用目的の制限		積立限度日数 (平均日数)	(社、日)								
			あり	なし		病気療養	看護 介護	災害 (被災)	ボランティア 活動	自己啓発	リフレッシュ	再就職 準備	その他	
平成12年	343	293	260	33	43.8									
14年	306	260	229	31	45.5									
16年	288	241	225	16	-									
18年	233	206	188	13	43.8									
20年	224	193	179	14	-									
年	利用目的の制限がある場合の目的(複数回答)													
平成12年	257	163	38	62	36	67	24	55						
14年	224	156	28	63	38	59	21	50						
16年	220	154	22	71	41	46	19	45						
18年	-	-	-	-	-	-	-	-						
20年	174	147	21	81	35	34	15	68						

- (注) 1 平成16年調査より、「積立限度日数」(平成18年)と「利用目的」(平成16年、平成20年)は交互に調査を実施している。  
 2 平成18年の「利用目的の制限」については無回答の企業があるため、その計が「制度あり」とする社数に合致しない。

## 8 特別休暇等制度

### (1) 育児休業(表18)【集計第17-1表】

通常の場合に育児休業をすることができる子の年齢についてみると、「1歳」と「1歳超～1歳6か月」とする企業がともに74社(集計企業222社の33.3%)と最も多く、次いで「1歳6か月～3歳まで」とする企業が70社(同31.5%)などとなっている。

表18 育児休業

年	集計 社数	通常の場合に育児休業をすることができる子の年齢			
		1歳	1歳超～ 1歳6か月まで	1歳6か月超～ 3歳まで	3歳超
平成18年	229	88	82	54	5
20年	222	74	74	70 *(30)	4

(注)平成20年の\*( )の値は「3歳」とする企業数で、「1歳6か月超～3歳まで」とする70社の内数である。

### (2) 介護休業(表19)【集計第17-2表】

介護休業の最長(限度)期間についてみると、「1年」とする企業が153社(集計企業220社の69.5%)が最も多く、次いで「3か月(93日)」とする企業が30社(同13.6%)などとなっている。

表19 介護休業

年	集計 社数	介護休業の最長(限度)期間				
		3か月 (93日)	3か月超 ～6か月	6か月超 1年未満	1年	1年超
平成14年	306	37	27	3	225	14
16年	285	44	22	2	196	21
18年	228	36	19	3	158	12
20年	220	30	15	3	153	18

(注)1 平成18年、20年調査において「93日」と回答があった企業については3か月として集計した。

2 平成16年は無回答3社を含む288社を集計社数(集計表においては無回答1社を含む286社を集計社数)として作成しているが、当表では無回答企業を除いた285社を集計社数として表記している。

### (3) 勤務時間の短縮(表20)【集計第17-3表】

#### ①育児のための勤務時間の短縮

「育児のための勤務時間の短縮」について、通常の場合に勤務時間の短縮をすることができる子の年齢でみると、「3歳まで」とする企業が59社(集計企業189社の31.2%)、「3歳超～小学校就学の始期まで」とする企業が54社(同28.6%)、「小学校の就学以降」としている企業は76社(同40.2%)となっている。

また、「3歳超～小学校就学の始期まで」とする企業のうち、「小学校就学の始期」とする企業が52社(「3歳超～小学校就学の始期」とする54社の96.3%)で最多となっており、「小学校の就学以降」としている企業のうち、「小学校3年生(9歳)まで」とする企業が46社(「小学校の就学以降」としている76社の60.5%)で最多となっている。

#### ②介護のための勤務時間の短縮

「介護のための勤務時間の短縮」について、勤務時間の短縮をすることができる限度期間についてみると、「3か月(93日)」とする企業が21社(集計企業152社の13.8%)、「3か月(93日)超～1年」とする企業が91社(同59.9%)、「1年超」とする企業が20社(同13.2%)などとなっている。

また、「1年」とする企業は76社となっており、内数で最多(同50.0%)となっている。

表20 勤務時間の短縮

①育児のための勤務時間の短縮 (社)

年	集計社数	通常の場合に勤務時間の短縮をすることができる子の年齢		
		3歳まで	3歳超～小学校就学の始期まで (うち小学校就学の始期)	小学校就学以降 (うち小学校3年生(9歳)まで)
平成18年	200	95	72(67)	33(17)
20年	189	59	54(52)	76(46)

(注)「勤務時間の短縮」のみの調査であり、これに換えて他の制度(フレックス制等)を導入していると回答した社については集計していない。

②介護のための勤務時間の短縮 (社)

年	集計社数	勤務時間の短縮をすることができる期間			
		3か月(93日)	3か月(93日)超～1年(うち1年)	1年超	その他
20年	152	21	91(76)	20	20

(注)1 「93日」と回答があった企業については3か月として集計した。

2 「その他」は、「本人の希望日数」等の具体的な日数ではない回答等である。

3 本調査項目は本年(平成20年)調査からの新規項目である。

#### (4) 子の看護休暇(表21)【集計第17-4表】

子の看護休暇の限度期間(日数)についてみると、「5日」とする企業が175社(集計企業212社の82.5%)と最も多く、次いで「5日超～10日まで」とする企業が24社(同11.3%)などとなっている。

表21 子の看護休暇

(社)

	社数	子の看護休暇の最高(限度)日数			
		5日	5日超～10日まで	10日超	その他
18年	223	183	19	12	9
20年	212	175	24	10	3

(注)「その他」は「本人の希望日数」等の具体的な日数ではない回答等である。

#### (5) 私傷病休暇・休職【集計第17-5、17-6表】

私傷病休暇について、取得できる最長休暇期間をみると、「1か月超～3か月まで」の期間とする企業が19社(集計企業50社の38.0%)が最も多く、次いで「10日超～1か月」の12社(同24.0%)などとなっており、平均期間は3.6か月となっている(1年を超える期間のものは「私傷病休職」として集計した。また、勤続年数等で複数の期間を定めている場合等は最長となる期間を集計した。)

また、私傷病休職について、取得できる最長休暇期間をみると、「2年超～3年まで」の期間とする企業が65社(集計企業156社の41.7%)が最も多く、次いで「1年超～2年まで」の52社(同33.3%)などとなっており、平均期間は28.8月となっている(勤続年数等に応じた、複数の期間を定めている場合等は最長となる期間を集計した。)

(6) ボランティア休暇・休職【集計第17-7表】

ボランティア休暇について、取得できる最長期間をみると、「10日まで」とする企業が48社(集計企業74社の64.9%)と最も多く、次いで「10日超～1か月まで」とする企業の25社(同33.8%)などとなっており、平均期間は11.1日となっている。

また、ボランティア休職について、取得できる最長期間をみると、「6か月～1年まで」と「2年超」とする企業がともに16社(集計企業41社の39.0%)と最も多くなっており、平均期間は22.5月となっている。

9 長期勤続者特別休暇等制度 (表22)【集計第18-1～18-3表】

長期勤続者特別休暇等制度があるとする企業201社(集計企業225社の89.3%)について、長期勤続者の処遇の内容でみると、「特別休暇の付与」に併せて「休暇以外(記念品、報奨金、金券等)の付与」を行う企業が145社(長期勤続者特別休暇等制度があるとする企業201社の72.1%)と最も多くなっている。

特別休暇等の付与条件についてみると、「勤続年数で決定」する企業が166社(同82.6%)と最多となっており、「年齢で決定」する企業が23社(同11.4%)、「勤続年数及び年齢で決定」とする企業は38社(同18.9%)となっている。また、内数で、これらの条件が混在(例えば、勤続10年目、45歳時点、勤続30年で50歳以上の者それぞれに特別休暇等を付与する等)している企業が26社(同12.9%)となっている。

「勤続年数で決定」する166社について、「特別休暇」の付与回数をみると、「1回」とする企業が27社(集計企業166社のうち、回答のあった154社の17.5%)、「2回」が30社(同19.5%)、「3回以上」が97社(同63.0%)となっており、勤続年数別付与日数(総日数)の平均は、勤続10年で5.6日(集計企業82社)、勤続20年で7.2日(同108社)、勤続30年で7.8日(同116社)などとなっている。

また、「勤続年数で決定」する166社について、長期勤続者に付与される「休暇以外の内容」についてみると、「金券(旅行券、商品券等)」とする企業が66社(集計企業166社のうち、回答のあった126社の52.4%)と最も多く、次いで「報奨金」の53社(同42.1%)などとなっている(複数回答)。

表22 長期勤続者特別休暇制度

(社)

集計社数	制度 あり	勤続年数で決定 166社 (82.6)									
		特別休暇の付与 154社 (100.0)					休暇以外の付与(複数回答) 126社 [100.0]				
		付与回数			平均付与日数(日)			記念品	報奨金	金券	その他
		1回	2回	3回以上	勤続10年	勤続20年	勤続30年				
調査産業計 225社 【100.0】	201 【89.3】 (100.0)	27 (17.5)	30 (19.5)	97 (63.0)	5.6	7.2	7.8	21 [16.7]	53 [42.1]	66 [52.4]	11 [8.7]
製造業 145社	127	17	16	58	4.7	6.6	7.0	9	33	46	5

(注) 1 「制度発効回数」は、定年に達するまで相当長期に勤続する場合の制度発効回数。

2 「特別休暇の付与」の154社と「休暇以外の付与」の126社について、両方を付与している114社が重複している。

3 【 】内の値は225(=100.0)、〈 〉の値は201(=100.0)、( )内の値は154(=100.0)、[ ]の値は126(=100.0)に対する値(比率)である。